

一般社団法人C I W検査業協会 鉄骨溶接部検査機関倫理委員会運用規定

制定	平成14年	7月17日
改正	平成15年	10月29日
改正	平成22年	4月22日
改正	平成22年	5月12日
改正	平成26年	8月7日
改正	平成29年	8月8日
改正	平成30年	3月9日

(目的)

第1条 この規定は、「一般社団法人C I W検査業協会鉄骨溶接部検査機関倫理委員会（以下「鉄骨溶接部検査機関倫理委員会」という。）規程」に基づき鉄骨溶接部検査機関倫理委員会の運用について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、鉄骨溶接部検査機関倫理委員会規程第2条（4）及び（5）に基づき、登録申請者の審査判定、判定結果の東京都への答申及び登録申請手続き、並びに登録検査機関の要綱規定義務事項実施状況の定期的検討について適用する。

(登録申請)

第3条 登録申請は、鉄骨溶接部検査機関倫理委員会事務局（一般社団法人C I W検査業協会事務局）に必要な書類と別に定める申請料及び審査料を添え、事務局が求める期限までに行うものとする。

- 2 提出書類は、所定の様式（1）「東京都検査機関登録申請書」及び様式（2）「委任状」並びに別表1（検査機関登録申請書類一覧）に掲げる書類を添えて、A4縦型ファイルに綴じ込み正副2部提出するものとする。ただし、副本については別表1に掲げる添付資料のうち、注文書・支払い通知書等の確認用資料を省略することが出来る。なお、各条件により、別表1に掲げる添付資料を、省略することが出来る。それを別表2に示す。

(審査)

第4条 審査は、書類審査と面接審査とし、一般社団法人C I W検査業協会鉄骨溶接部検査機関審査基準（以下「C I W検査業協会審査基準」という。）に基づき鉄骨溶接部検査機関倫理委員会が行う。

(登録申請者への通知)

第5条 鉄骨溶接部検査機関倫理委員会は、審査終了後、審査結果について所定の様式（3）により登録申請者に通知するものとする。

- 2 登録申請時に所定の様式（2）により委任状を添付した登録申請者で、審査により適合と判断された検査機関には、審査結果の通知と併せて別に定める認定料

を請求するものとする。

(登録申請)

第6条 前条第2項の登録申請者については、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」(平成28年3月31日付27都市建企第1305号改正)(以下「東京都取扱要綱」という。)第12条第2項に基づく、東京都への登録申請書の提出を鉄骨溶接部検査機関倫理委員会が行うものとする。

(変更手続き)

第7条 前条に基づき登録検査機関として登録された検査機関は、「CIW検査業協会審査基準」に係わる事項及び「東京都取扱要綱」第12条第3項に基づく登録簿に記載された事項に変更が生じた場合は、所定の様式(4)の変更届に当該変更を証する書類を添えて、鉄骨溶接部検査機関倫理委員会に速やかに提出するものとする。

変更手続きは、前条同様、鉄骨溶接部検査機関倫理委員会が行うものとする。

(定期審査)

第8条 鉄骨溶接部検査機関倫理委員会規程第2条(5)に規定する定期的な審査は、原則として年一回行うものとする。

(更新)

第9条 登録の更新を受けようとする登録検査機関は、「東京都取扱要綱」第13条の規定に基づき更新手続きを倫理委員会に行うものとする。

2 前項に規定する登録の更新については、当運用規定を準用する。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は鉄骨溶接部検査機関倫理委員会委員長が定める。

付 則

- 1 この規定の改廃は、鉄骨溶接部検査機関倫理委員会の議を経て行う。
- 2 この規定は、一般社団法人CIW検査業協会理事会の議を経てから施行する。